

2017（平成29）年 第 1 回
川西市子ども的人権オンブズパーソン会議 次第

○会議日時 2017（平成29）年 4月14日（金） 午後1時30分 開会

○会議場所 川西市役所 502会議室

○会議出席者

氏 名 等	出欠の状況
吉 川 法 生 オンブズパーソン	
堀 家 由妃代 オンブズパーソン	
大 倉 得 史 オンブズパーソン	
調査相談専門員（4名）	
事務局職員（1名）	

○議事日程

日程番号	議案番号	付 議 事 項
1	—	代表及び代行オンブズパーソンの互選 に ついて
2	—	会議録署名人の選任について
3	—	報告事項 2017(平成29)年度オンブズパーソン 事業 当初予算について
4	第1号	協議事項 子ども的人権オンブズパーソン事務局 の事務分掌について
	第2号	協議事項 調査相談専門員のうち「専門員」の 推薦について

日程 1

◎代表及び代行オンブズパーソンの互選について

2017年度 川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

(敬称略。2017年4月1日現在)

	氏 名	役 職 等	備 考
	吉 川 法 生	弁 護 士	2 期 3 年 目
	堀 家 由 妃 代	佛 教 大 学 准 教 授	1 期 2 年 目
	大 倉 得 史	京 都 大 学 大 学 院 准 教 授	1 期 1 年 目

日程 2

◎会議録署名人の選任について

議案第 1 号

2017(平成29)年度 子どもの人権オンブズパーソン事務局の
事務分掌について

標題のことについて、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例施行規則第5条第2
項第1号の規定により、協議を求める。

2017(平成29)年 4月14日 提出

川西市子どもの人権オンブズパーソン
代表オンブズパーソン

提案理由

川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局事務分掌要綱第3条第2項の規定(事
務分掌の詳細は、オンブズパーソン会議において定めるものとする。)により、20
17(平成29)年度における事務局事務分掌の詳細を定める必要があり、その作成
につきオンブズパーソンの意見を反映させる必要があるため、本案を提出する。

2017（平成 29）年度 川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局
事務分掌分担表（案）

（1）規則第 5 条第 1 項から第 3 項までに規定する代表オンブズパーソンの職務及びオンブズパーソン会議の運営において必要な補佐に関する事項		
ア 議事日程の連絡調整に関すること ① 会議開催の日時に係るオンブズとの連絡調整 ② 会議開催の日時・場所・議案等に係る公告 ③ 広報等への対応 ④ 傍聴者等への対応	(主担当) 沼 沼 沼 沼	(副担当) 平野チーフ
イ 議案書等の作成事務に関すること ① 議案書の起案に係るオンブズとの連絡調整 ② 議案書のその他資料の印刷・配布・保管等	沼 沼	平野チーフ
ウ 議事録等の作成事務及び保管に関すること ① 議事録の作成 ② 議事録署名人への連絡調整 ③ 議事録の保管	沼 沼 沼	
エ オンブズパーソン会議の場所の設定等に関すること ① 会議場の確保・環境整備等	沼	
オ その他、オンブズパーソン会議に必要な庶務に関すること ① 庶務全般	沼	
（2）規則第 8 条に規定する相談及び申立てに係る受付等及び第 10 条に規定する調査の実施において必要な補佐に関する事項		
ア オンブズパーソン及び調査相談専門員への連絡調整に関すること ① オンブズ等の不在時における連絡等のとりつぎ ② 主として市長部局機関等からオンブズ等への連絡調整 ③ 主として市教委機関等からオンブズ等への連絡調整 ④ 主として市民等からオンブズ等への連絡調整	各ケース担当 各ケース担当 各ケース担当 各ケース担当	沼 沼 沼 沼
イ オンブズパーソンから指示された市の機関等への連絡調整に関すること ① 主として市長部局機関等への連絡調整 ② 主として市教委機関等への連絡調整 ③ 主として市民等への連絡調整	各ケース担当 各ケース担当 各ケース担当	沼 沼 沼
ウ 相談者及び申立人が求める市の機関等に係る情報収集等に関すること		

① 主として市長部局機関等に係る情報収集等	各ケース担当	沼
② 主として市教委機関等に係る情報収集等	各ケース担当	沼
③ 上記情報提供事項に係る資料等の整理と保管	沼	相談員
エ 相談記録票の集計・保管その他の事務処理に関すること		
① 相談記録 A 票の集計及び統計処理	沼	相談員
② 相談記録 B 票の整理・保管	沼	相談員
③ 相談のうち調整に関する「調整ファイル」の整理・保管	沼	相談員
オ 申立て受付等に係る事務		
① 申立て手続きに関する申立人への説明等	各ケース担当	相談員
② 申立書その他添付資料の受付時の点検・押印	沼	
③ 申立書その他添付資料の受付後の整理と保管	沼	
④ 申立て事項の審査に係る資料等の作成事務	各ケース担当	相談員
⑤ 「申立人への通知」・「市の機関への通知」の作成事務	各ケース担当	相談員
カ 調査の実施と案件処理に係る事務		
① 調査に係る復命書の整理と保管	沼	相談員
② 調査に際する関係機関・関係人への連絡調整	各ケース担当	相談員
③ 調査において必要な資料等の収集補助	各ケース担当	相談員
④ 勧告その他の案件処理文書の作成補助	各ケース担当	相談員
⑤ 調査実施における条例の解釈・運用に係る補佐	各ケース担当	相談員
⑥ その他の調査に係る記録等の整理と保管	沼	
(3) 規則第 2 3 条第 1 項に掲げる各号について、市の機関相互の横断的な調整及び連携を促進するために必要な事項		
ア 子ども及び市民への広報活動を促進するための連絡調整に関すること		
① 人権デーその他に係る人権推進室との連絡調整	沼	平野チーフ
② 市広報人権特集号その他に係る市広報担当との連絡調整	沼	平野チーフ
③ 記者発表に係る市広報担当・記者クラブ等との連絡調整	沼	平野チーフ
④ その他市の機関への連絡・依頼事務	沼	平野チーフ
イ 規則第 2 3 条に規定する必要な施策を促進するための連絡調整に関すること		
① 第 1 項関連 (子ども・市民への広報・啓発) *リーフレットその他の広報ツールの編集等 *子どもオンブズ通信の編集等 *社会教育関係団体等への広報・啓発促進等 *学校訪問その他による子どもへの広報・啓発等	沼 相談員 沼 沼	平野チーフ 平野チーフ 平野チーフ 平野チーフ
② 第 2 項関連 (オンブズへのアクセス手段等の開発・提供) *「子どもオンブズくらぶ」の活用促進に関する事項	平野チーフ	沼
③ 第 3 項関連 (市機関職員の研修促進及び情報発信等) *市長部局職員・主任児童委員等の研修促進	沼	平野チーフ

*教育委員会職員研修		
ウ 外部機関及び市民等へのオンブズパーソン制度に係る情報提供に関すること ① 制度に係る説明等への対応 ② 相談・調査に係る説明等への対応 ③ 視察・講演依頼の連絡調整 ④ 資料送付等に係る事務	沼 平野チーフ 沼 沼	平野チーフ 相談員 平野チーフ
エ オンブズパーソン制度に係る資料収集及び調査研究に関すること ① 制度に関する新聞記事切り抜き収集・整理・管理 ② 他自治体等から入手した資料等の整理・管理 ③ その他の資料収集と調査研究	沼 沼 平野チーフ	相談員
(4) 規則第23条第2項に規定する市長によるオンブズパーソンからの意見聴取及び川西市人権施策推進委員会の活動に関する事項		
① 市長とオンブズパーソンとの日程等の調整 ② 意見聴取内容等の記録 ③ 川西市人権施策推進委員会との調整	沼 沼 沼	人権推進室
(5) 事業の予算及び決算に関する事項		
ア 予算及び決算の事務処理に関すること ① 予算要求概要の起案（オンブズパーソン意見の集約） ② 予算・決算に係る事務処理	沼 沼	
イ 予算及び決算に係る市の機関との調整に関すること ① 調整全般	沼	
ウ 予算及び決算に係るオンブズパーソンへの報告等に関すること ① 予算・決算に係る報告書等作成事務 ② 予算・決算に係るオンブズへの報告及び連絡調整等	沼 沼	
(6) オンブズパーソン及び調査相談専門員が作成した書類その他の記録の保管並びに個人情報の保護及び情報公開の事務に関する事項		
① 相談・調査等の記録、勧告等の案件処理文書等の保管 ② 個人情報の保護、個人情報の開示、情報公開に係る事務	沼 沼	相談員 平野チーフ
(7) オンブズパーソン及び調査相談専門員の庶務に関する事項		
① オンブズパーソン・調査相談専門員の出勤日の調整等 ② 各月予定表（出勤表）の作成 ③ 年休簿の整理 ④ 旅費等に係る事務	平野チーフ 沼 沼 沼	相談員

⑤ 福利厚生等に係る事務	沼	
⑥ オンブズパーソン・調査相談専門員の任用に関する事務	沼	
(8) 事務局の庶務に関する事項		
① 事務局備品の整備・管理等	沼	相談員
② 「子どもオンブズクラブ」施設・備品等管理	沼	相談員
③ 事務局職員の旅費に係る事務	沼	
④ 事務局職員の福利厚生等に係る事務	沼	
(9) 前各号に掲げるもののほか、条例の運営並びに運営状況等の報告及び公表に関して、オンブズパーソンが事務局に指示する事項		
① 研究協議に係る資料の印刷・整理・保管等	沼	相談員
② 研究協議のための会議室予約等	沼	
③ 研究協議開催の日程及び連絡調整	村上・沼	平野
④ 研究協議への参加と情報提供	全相談員	沼
⑤ 案件のマネージメントととりまとめ	平野	相談員
⑥ 年次報告書の編集等に関する事務	平野・船越	相談員
⑦ 年次報告書の印刷・製本、配布等に関する事務	沼	
⑧ ボランティア・スタッフ等に関する事項	沼	
⑨ その他オンブズの指示による活動計画等に関する事項	平野チーフ	

調査相談専門員のうち「専門員」の推薦について

標題のことに、川西市子ども的人権オンブズパーソン条例施行規則第21条第2項、および調査相談専門員の任用等に関する要綱第3条第3項の規定により、調査相談専門員のうち専門員の選任について意見を求める。

2017（平成29）年4月14日 提出

川西市子ども的人権オンブズパーソン
代表オンブズパーソン

提案理由

2017(平成 29)年4月末日で、調査相談専門員のうち専門員の任期が満了し、次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し、意見具申を行う必要があるため、オンブズパーソンの意見を集約するため、本案を提出する。

提案事項

1. 下記10名の者を調査相談専門員のうち専門員として選任されるよう、市長に対し意見具申(推薦)を行う。

生田 收	元学校長・元川西市教育委員会部長
田中 文子	元オンブズパーソン (2002.4～2006.3)・子ども研究機関理事
田中 俊英	一般社団法人 office ドーナツトーク ・こども若者支援機関代表
羽下 大信	元オンブズパーソン (2005.4～2011.3)・県臨床心理士会会長
桜井 智恵子	元オンブズパーソン (2006.4～2012.3)・関西学院大学教授
宮島 繁成	元オンブズパーソン (2011.4～2013.3)・弁護士
郭 麗月	精神科医
勝井 映子	元オンブズパーソン (2013.4～2015.3)・弁護士
井上 寿美	元オンブズパーソン (2012.4～2016.3)・大阪大谷大学准教授
浜田 寿美男	前オンブズパーソン (2011.4～2017.3)・奈良女子大学名誉教授

2. 上記の者が、調査相談専門員のうち専門員として市長の選任を受託したときは、2018(平成 30)年4月末日までの間、調査相談専門員の任用等に関する要綱第4条第1項、第3項及び第4項の規定により、オンブズパーソンが必要と認めるときにその職務を行うこととする。

3. 任期は、調査相談専門員の任用等に関する要綱第3条第5項の規定により、選任されて1年とする(2017.5.1～2018.4.30)。